



## 東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料 過少資本税制における「国外支配株主等」該当性

### ～借入れ実行時に貸主が非居住者に該当しなかった場合～

過少資本税制について定める措置法66条の5は、内国法人が非居住者である国外支配株主等から過大な貸付けを受けることによる租税回避を防止する趣旨で、国外支配株主等に対する支払利子の一部について損金の額に算入しない旨を定めています。今回は、「国外支配株主等」に該当するかが争われた判決をご紹介します。(令和2年9月3日東京地裁・棄却・控訴・TAINSコード：Z888-2355)

#### <事案の概要>

有価証券の保有・運用及び投資等を目的とする内国法人である原告は、平成23年6月30日から同年7月4日までの間に、Mから年利14.5%で合計164億円を借入れ(本件借入れ)、これに対する支払利子の額を所得の金額の計算上損金の額に算入して、平成23年11月期及び平成24年11月期の法人税等の確定申告をしました。これに対し、渋谷税務署長は、Mがシンガポールに住所地を移転し平成23年7月5日以降非居住者となったため、原告が措置法施行令39条の13第11項(現行12項)3号ロに規定する「その事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより、調達している」との要件を充足し、Mは原告の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係(事業方針決定関係)にあるものとして、措置法66条の5第4項(現行5項)1号に規定する「国外支配株主等」に該当することから、過少資本税制に係る法令の規定が適用され、上記支払利子の一部(合計約14億6250万円)について損金の額に算入することができないとして、法人税等の更正処分等を行いました。本件は、原告が、Mは「国外支配株主等」に該当しないとして、その取消しを求める事案です。

#### <裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり、非居住者であるMは原告の「国外支配株主等」に該当し、原告がMに支払った本件借入れに係る支払利子の一部は損金の額に算入できないとして、原告の請求を棄却しました。

- ① 原告は、Mから本件借入れをし、Mが非居住者となった平成23年7月5日から借入金が完済された平成24年3月7日までの期間(本件借入期間)に貸主であるMに対し同期間に対応する利子を支払ったのであるから、かかる利子の支払は、「非居住者等からの借入れ」に対してされたものといえる。また、本件借入は原告の事業資金を調達するものと認められる。そして、本件借入期間中の各月末時点における原告の総資産額に占める本件借入れの額の割合は、最も少ない月で59.91%であり、最も多い月では75.24%であったのであるから、原告は、本件借入期間において、事業活動に必要とされる資金の相当部分をMからの本件借入れにより調達していたものと認められる。
- ② 以上によれば、原告は、措置法施行令39条の13第11項3号ロに規定する要件を充足している。
- ③ 原告は、本件借入れが実行された時点においてMは非居住者ではなかったから、本件借入れは「非居住者等からの借入れ」に当たらない旨主張するが、措置法施行令39条の13第11項3号ロの文言などから、貸付けの実行時において貸主が非居住者であることを要しないものと解するのが相当である。
- ④ Mは、原告の自己株式取得により原告との資本関係を有しなくなった後も、事業資金の調達やMファンドの関係者らとの人的つながりを通じて、原告に対する影響力を依然として有していたものであり、そのほか原告の投資事業及び株式取引事業の運営や、原告の役員人事等の重要事項の決定についてもMが重要な影響力を行使していたものと認められるから、本件借入れが原告の事業資金の調達において極めて大きな比重を占めること等をも併せ考慮すると、Mは原告の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係(事業方針決定関係)を有していたものと優に認めることができる。
- ⑤ したがって、Mは措置法66条の5第4項1号に規定する原告の「国外支配株主等」に該当する。

……(税法データベース編集室 依田孝子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判42頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。